

特例港湾運営会社の指定に向けた取組について

1 横浜港埠頭株式会社への民間出資の導入

特例港湾運営会社の指定要件である民間からの出資について、平成 24 年 10 月 10 日に開催した横浜港埠頭株式会社の取締役会において、第三者割当による募集株式の割当の決定について決議し、次のとおり 3 者から出資がなされました。

【出資者及び株式数】

出 資 者		株 式 数	出 資 金 額	出 資 比 率
横浜市		540,400 株	28,292,414,682 円	99.944%
民間出資	横浜港運協会	191 株	9,989,300 円	0.035%
	株式会社三井住友銀行	95 株	4,968,500 円	0.018%
	横浜商工会議所	19 株	993,700 円	0.004%
計		540,705 株	28,308,366,182 円	100%

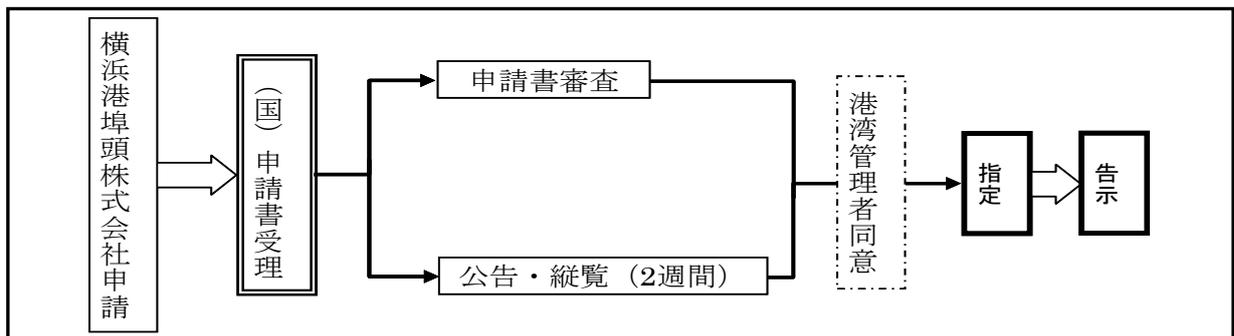
※各株主の出資比率は小数点第 4 位を四捨五入しているため、合計 100%にはなりません。

2 特例港湾運営会社の指定に向けた取組状況

横浜港埠頭株式会社は、年内の「特例港湾運営会社」の指定を目指し、平成 24 年 11 月 16 日に指定申請書を国に提出しました。現在、国において申請書の縦覧等の手続きが行われています。

指定後は、平成 25 年 1 月から本市港湾施設を同社に貸付け、同社が横浜港全体のコンテナターミナルを一層効率的に運営していきます。

(特例港湾運営会社の指定までの流れ)



【参考】特例港湾運営会社とは

平成 23 年 3 月に改正された港湾法において、「港湾運営会社制度」が創設され、京浜港にひとつの会社を国が「港湾運営会社」として指定することにより、コンテナ埠頭等を一体的に運営することが可能となりました。

なお、京浜港でひとつの会社が指定できない場合には、一定期間、特例措置として港単位で「特例港湾運営会社」を指定することができます。